

その他の経済的インセンティブ等 について

令和4年10月21日

30by30に係る経済的インセンティブ等検討会
事務局

01

調査対象

■ 調査対象とする枠組の考え方

第1回検討会における議論も踏まえ、

- ・ **継続的なインセンティブ付与が見込まれる制度・取組**を対象として調査を実施した。
- ・ クラウドファンディングやネーミングライツなど、効果が単発と考えられる制度は調査対象外とした。
- ・ 補助金や法規制については今後関係省庁も含めた調整事項とし、デファクトへの対応や地域との調和は個別施策の検討において取り扱うこととする。

■ 調査対象とした制度・取組

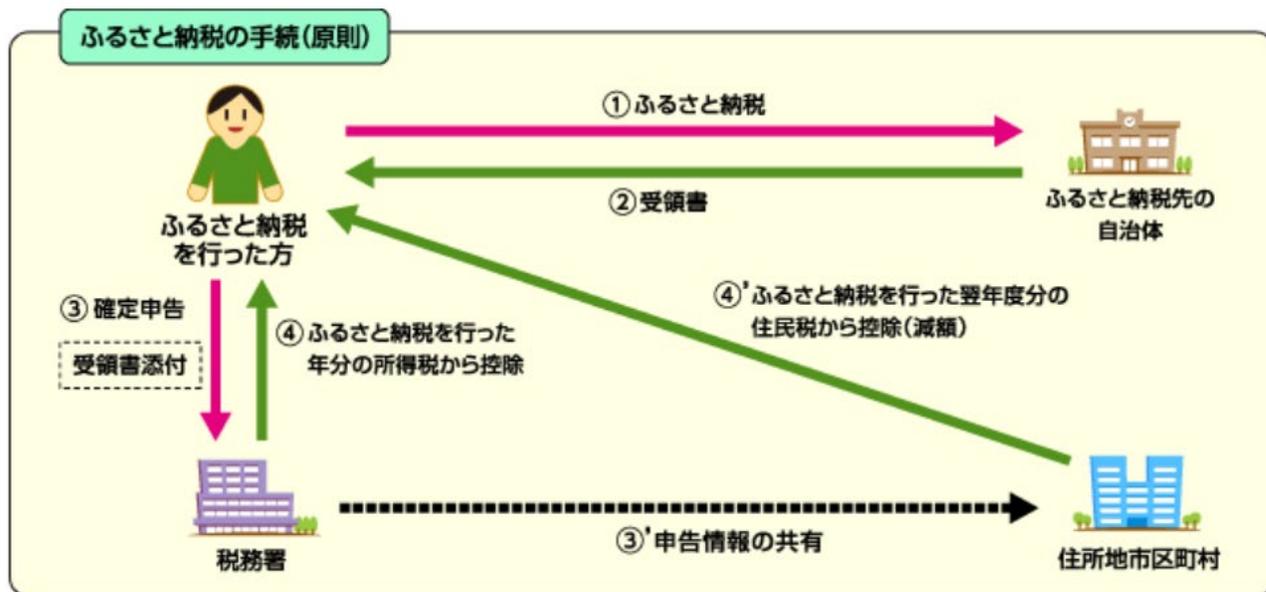
1. ふるさと納税・企業版ふるさと納税
2. その他の税制優遇制度
3. 認証制度
4. 寄付

1-1. ふるさと納税

制度概要

個人が居住地以外も含めて自身の選んだ地方公共団体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される（一定の上限あり）。

受益者：地方公共団体 **与益者**：個人（受益者としての立場も有する）



出典：ふるさと納税ポータルサイト（総務省）

▲ふるさと納税の手続き

活用事例①

貴重な湿地と生態系保全への取組（愛知県尾張旭市）

- ・尾張旭市の吉賀池湿地では、ふるさと納税を活用して散策路の木道の整備を行った。
- ・用途を明確にし、具体的な事業内容や必要な金額を表示することで寄附者の共感を得る工夫も行った。



▲整備される以前の木道

活用事例②

美しいサンゴ礁の海を守りたい（沖縄県読谷村）

- ・減少傾向であるサンゴ礁の移植活動を、ふるさと納税で集めた資金を活用して行った。
- ・寄附額に応じて移植できるサンゴの株数の種類を増やせる仕組みとし、寄附による貢献度を分かりやすくする工夫を行った。



▲寄附者のネームプレートを設置

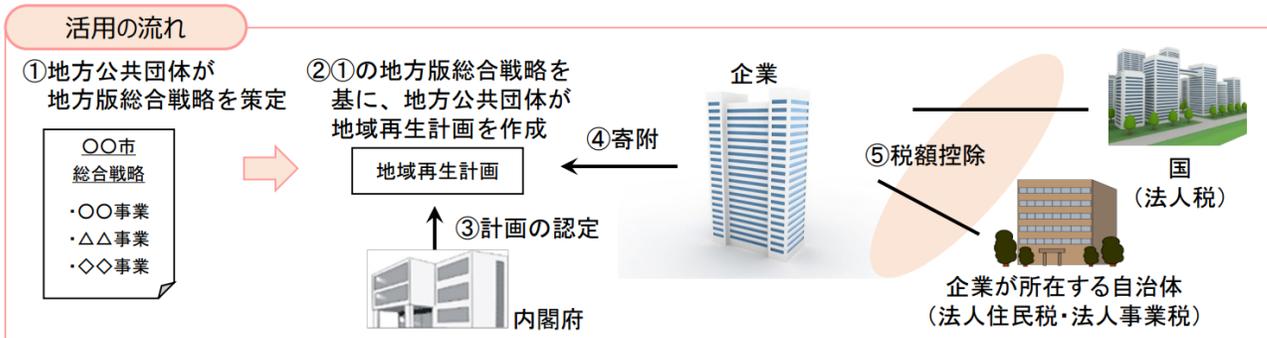
出典：「ふるさと納税活用事例集」（平成30年3月、総務省）

1-2. 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

制度概要

企業が国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、「損金算入による軽減効果（寄附金額の約3割）」と合わせて、寄附金額の6割がさらに法人関係税から税額控除され、企業は最大で寄附額の約9割が軽減される。寄附先への人材派遣も合わせて行う仕組みもある。

受益者：自治体 **与益者**：企業（受益者としての立場も有する）



出典：「企業版ふるさと納税について」（令和3年7月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局）

▲企業版ふるさと納税 活用の流れ

自治体側のメリットとしては、域外からの財政収入の確保や企業のノウハウ・ソリューションの享受が挙げられ、企業にとっては経済的メリットだけでなく対外的アピールや寄附先自治体との関係構築などが寄附理由となっている。

活用事例 森林資源を活用したエネルギー開発と農産物ブランド化プロジェクト（群馬県 川場村）

＜実施事業内容とその効果＞

間伐材を用いた木質バイオマス発電事業を実施、併せて廃熱を利用したイチゴ栽培を実施

⇒間伐材の活用方法が確立、環境・景観保全に貢献+観光客も増加

＜関係者の声＞

- ・自治体：村と縁のある企業に対して村長が自ら依頼を行うことで、寄付獲得に繋がった
- ・寄付企業：川場村でスキー場を運営、地域貢献の思いから寄付を決定。観光客の増加による経済的メリット、企業のイメージアップに繋がっている。



▲木質チップを燃料とする「森林（もり）の発電所」

出典：「企業版ふるさと納税活用事例集—全国の特徴的な取組—」（令和3年3月、内閣府地方創生推進事務局）

1-2. 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 7府省の80補助金・交付金について、企業版ふるさと納税との併用が可能となる。
- 4省の7補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】80件

- ・内閣府 : 地方創生関係交付金、子ども・子育て支援整備交付金等
- ・総務省 : 過疎地域等自立活性化推進交付金等
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業等
- ・農林水産省 : 農山漁村振興交付金等
- ・国土交通省 : 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、社会資本整備総合交付金等
- ・環境省 : 自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金等
- ・防衛省 : 施設周辺整備助成補助金等

【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】7件

- ・内閣府 : 地方創生推進交付金（一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長）
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業（優先採択）
- ・農林水産省 : 鳥獣被害防止総合対策交付金（優先採択）、農山漁村振興交付金（優先採択）
- ・国土交通省 : 社会資本整備総合交付金（配分に当たり配慮）、「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（採択に当たり配慮）、防災・安全交付金（配分に当たり配慮）

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

<寄附を地方負担分に充てる場合>

※地方創生関係交付金等と同様

地方負担分



交付対象事業費

※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。

・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。

・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

令和2年度の税制改正で、これまでの地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲が拡大されている。

2. その他の税制優遇

制度概要

一定の条件を満たす団体・個人に対して、法人税や固定資産税等の減免を行うもの。

受益者：企業・NPO・個人 **与益者**：国・地方公共団体

既存の自然関連分野の税制優遇制度

■ 特別緑地保全地区制度

概要：都市の緑地において建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

対象緑地の条件には、「動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある」ことも含まれる。

優遇措置：相続税、固定資産税の減額

■ 管理協定制度

概要：特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体が管理協定を締結し、土地所有者に代わって管理する制度。

優遇措置：相続税の減額、社会資本整備総合交付金の対象

■ 市民緑地契約制度

概要：地方公共団体又はみどり法人が土地等の所有者と契約を締結し、市民緑地を設置管理する制度。

優遇措置：相続税の減額、固定資産税・都市計画税非課税

■ 市民緑地認定制度

概要：民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理・活用する制度。

優遇措置：固定資産税・都市計画税の減額

この他、「借地公園制度」「緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度」など

3. 認証制度

制度概要

持続可能な形で生産されている農作物等を認証し、持続可能性を担保・可視化

受益者：民間企業または個人 **与益者**：消費者（個人等）

事例① 水産エコラベル

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業を確認するため、FAO水産委員会が採択したガイドラインに沿った取組

MEL (マリン・エコラベル・ジャパン) 認証 (日本)

- ・高い生物多様性と多種多様な水生生物の存在やそれらを利用する小規模な事業者の割合が高いことを踏まえて評価する認証の取組。
- ・生産段階（漁業）および生産段階（養殖）と流通加工段階（CoC）の3種類がある。



出典：マリン・エコラベル・ジャパン協議会HP

事例② トキと暮らす郷認証米制度

- ・佐渡市では2007年に、国の特別天然記念物・トキの餌場確保と生物多様性の米づくりを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、独自の「生きものを育む農法」による佐渡産コシヒカリのブランド、「朱鷺と暮らす郷」を生産している。
- ・独自農法として、江の整備、魚道の設置、ふゆみずたんぼ、ビオトープの設置、無農薬・無化学肥料栽培を実施。



▲ふゆみずたんぼ（冬期湛水）の様子

出典：朱鷺と暮らす郷認証米HP

4.寄付

取組概要

個人や企業等が自然資本の保全活動等に対して、基金等を通じて、あるいは直接寄付を行うもの。

受益者：主にNPO **与益者**：個人・企業

事例① 東近江三方よし基金（滋賀県東近江市）

- 個人や企業からの寄付によるコミュニティファンドであり、森づくりの取組等への助成を行っている。
- 地域課題解決に向けた事業を支援するSIB（ソーシャルインパクトボンド）事業にも活用され、寄附だけでなく地域事業への投資も行うことができる。



例
・里山保全
・簡易魚道整備

出典：東近江三方よし基金HP

事例② 沖ノ島環境保全協力金（千葉県館山市）

- 主に沖ノ島を訪れる観光客や地域住民を対象に、賛同者から環境保全協力金を頂き、保全活動に役立てる仕組み。
- 協力者は地域の店舗で割引等の特典が受けられる。



出典：館山市HP

【基金、市民ファンド等の特徴】

- 課題解決に対する民間からの寄付は一過性となる可能性があり、継続性が課題となる。
- 資金提供を事業開始時の一度だけでなく定期的に行うことで、継続的な保全管理に資する。

【協力金等の特徴】

- 地域住民が関わりを持つことで保全管理の継続性は期待できるが、資金調達の継続性は観光客数などに左右されやすい点が課題となる。
- 自然共生サイト（仮称）と地域のつながりが示せるため、企業等の地域への貢献という点でも活用可能性がある。

02

調査結果のまとめ

■ 各制度・取組の受益者（◎）・与益者（○）

	ふるさと納税	企業版 ふるさと納税	税制優遇	認証制度	寄付
国			○		
地方公共団体	◎	◎	○		
民間企業		○*	◎	◎○	○
NPO			◎		◎
個人	○*		◎	◎○	○

※受益者としての立場も有する。

■ 調査結果より（自然共生サイト（仮称）制度への活用可能性）

- ・ インセンティブを付与するターゲット（受益者）と関係するステークホルダー（与益者）を考慮した制度・取組の使い分けが必要。
- ・ 今回調査対象とした既存制度・取組とは、連携の可能性と手法自体の活用可能性の2パターンが整理された。